

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 92 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(代決)			(代決)		
第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。			第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。		
(1) 本庁における代決			(1) 本庁における代決		
決裁権者	代決権者		決裁権者	代決権者	
	第 1 順位者	第 2 順位者		第 1 順位者	第 2 順位者
[略]			[略]		
部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	首席政策監、企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長	部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	首席政策監、企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、 <u>雇用対策・労働室長</u> 、競馬改革推進室長若しくは総合防災室長又は主管の総括課長
[略]			[略]		
企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長又は競馬改革推進室長	[略]		企画室長、総務室長、地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、 <u>雇用対策・労働室長</u> 又は競馬改革推進室長	[略]	
[略]			[略]		
(2) [略]			(2) [略]		
(総括課長等共通専決事項)			(総括課長等共通専決事項)		

第16条 本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

2 [略]

3 前2項の規定に定めるもののほか、本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、担当技監を置かない部局等の総括課長及び所長にあつては、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

4 [略]

5 第1項の規定にかかわらず、労政能力開発課の特命参事にあつては、同項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。

（商工労働観光部の総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項）

第24条 [略]

2～6 [略]

7 労政能力開発課の分掌事務について、総括課長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

(8) 職業能力開発実施計画の策定に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

特命参事専決事項

(1) 雇用対策に関すること。

[略]

第16条 本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、総括課長及び所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) [略]

2 [略]

3 前2項の規定に定めるもののほか、本庁の地域振興支援室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総合防災室長、担当技監を置かない部局等の総括課長及び所長にあつては、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(5) [略]

4 [略]

5 第1項の規定にかかわらず、雇用対策・労働室の特命参事にあつては、同項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。

（商工労働観光部の室長、総括課長、特命参事、担当課長及び特命課長の専決事項）

第24条 [略]

2～6 [略]

7 雇用対策・労働室の分掌事務について、室長、特命参事及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 職業能力開発実施計画の策定に関すること。

(2) 雇用対策に関すること。

特命参事専決事項

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。